



発行 新潟県

号外 1

平成27年6月26日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

選挙管理委員会告示

52 新潟県議会議員一般選挙新潟市中央区選挙区における選挙の効力に関する異議の申出の決定（選挙管理委員会）

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第52号

平成27年4月12日執行の新潟県議会議員一般選挙の新潟市中央区選挙区における選挙の効力に関し、新潟市中央区南笹口二丁目2番10号セルティ308号木南直之から提起された異議の申出に対し、平成27年6月19日次のとおり決定した。

平成27年6月26日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

決 定 書

異議申出人 新潟市中央区南笹口二丁目2番10号
セルティ 308号
木南 直之

異議申出人（以下「申出人」という。）から平成27年4月15日に提起された平成27年4月12日執行の新潟県議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）の新潟市中央区選挙区における選挙の効力に関する異議の申出について、新潟県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申出を棄却する。

異議申出の趣旨及び理由

1 異議申出の趣旨

本件選挙の新潟市中央区選挙区における選挙の効力を無効とする旨の決定を求める。

2 異議申出の理由

憲法14条及び公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）15条の趣旨によれば、都道府県議会議員の投票の価値は平等でなければならないところ、本件選挙における各選挙区の定数1人当たりの有権者数を比較すると、最大較差は優に2倍を超え、また、佐渡市選挙区と新潟市江南区選挙区のように、有権者数が少ないにもかかわらず定数は多いといういわゆる定数の逆転現象も存在する。このように、本件選挙は、憲法に違反する明らかに不平等な状態で行われた。

従って、本件選挙の効力は無効であるので、新潟市中央区選挙区における本件選挙の効力を無効とする旨の

決定を求める。

当委員会の認定事実及び判断

当委員会は、本件異議の申出は形式的要件を備えた適法なもの認め、これを受理し、公選法 216 条 1 項、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）25 条 1 項及び 48 条により、慎重かつ厳正に審理した。その結果は以下のとおりである。

なお、本件異議の申出において、申出人から公選法 216 条 1 項及び行政不服審査法 25 条 1 項に基づき、口頭で意見を述べる機会を与えるよう求められたため、申出人と日程を調整の上、平成 27 年 5 月 13 日及び同年 6 月 5 日にその機会を設けたが、いずれの機会も申出人は欠席した。

当委員会と申出人との調整において、当委員会は、平成 27 年 5 月 13 日に実施する旨を同年 5 月 8 日付けで配達証明郵便で通知し、同年 5 月 9 日に配達されたところ、不在のため持ち戻りとなり申出人の受理が実施日の翌日（同年 5 月 14 日）となった。申出人からの実施希望日の回答において、欠席する可能性がある旨の回答があったものの、申出人が実施日前に実施通知を受け取っておらず、結果として同年 5 月 13 日の口頭意見陳述を欠席したため、再度日程調整を行った。しかし、申出人から同年 5 月 13 日の口頭意見陳述に対する再開の申立て、日程再調整の文書に対する回答がなかったため、日程変更も可能とした上で、改めて同年 6 月 5 日に口頭意見陳述を実施する旨を配達証明郵便で通知したが、当日、申出人は欠席した。申出人が日程変更の連絡をせず、当日欠席したため、当委員会は、当該通知に記載したとおり、口頭意見陳述の実施希望がないものとして取り扱うこととした。

1 認定事実

- (1) 新潟県議会議員定数条例（平成 14 年新潟県条例 29 号）及び新潟県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（昭和 33 年新潟県条例 29 号）（以下「本件各条例」という。）の定める定数配分規定の下において、本件選挙の基礎となる、本件選挙時登録日（平成 27 年 4 月 2 日現在）の選挙人名簿登録者数についてみると、議員 1 人当たりの選挙人名簿登録者数の最大較差は、佐渡市選挙区と新潟市東区選挙区との 1 対 2.263 であり、人口が少ない選挙区が多い選挙区よりも定数が多く配分されている逆転現象は 5 通りである。

2 当委員会の判断

- (1) 公選法 15 条 1 項において、「都道府県の議会の議員の選挙区は、1 の市の区域、1 の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域又は隣接する町村の区域を合わせた区域のいずれかによることを基本とし、条例で定める。」とされている。

また、同条 8 項において、「各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。」とされている。

- (2) 都道府県議会の議員の選挙に関し、当該都道府県の住民が、その選挙権の内容、すなわち投票価値においても平等に取り扱われるべきであることは憲法の要求するところであると解すべきであり、公選法 15 条 8 項は、憲法の要請を受け、都道府県議会の議員の定数配分につき、人口比例を最も重要かつ基本的な基準とし、各選挙人の投票価値が平等であるべきことを強く要求しているものと解される。

もっとも、都道府県議会の議員の定数、選挙区及び選挙区への定数配分に関する法の定めからすれば、同じ定数 1 を配分された選挙区の中で、配当基数が 0.5 をわずかに上回る選挙区と配当基数が 1 をかなり上回る選挙区とを比較した場合には、当該選挙区間における議員 1 人に対する人口の較差が 1 対 3 を超える場合も生じ得る。

また、公選法 15 条 8 項ただし書は、特別の事情があるときは、各選挙区において選挙すべき議員の数を、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めるところとしているところ、ただし書の規定を適用していかなる事情の存するときに修正を加え得るか、また、どの程度の修正を加え得るかについて客観的基準が存するものでもない。

したがって、議員定数の配分を定めた条例の規定が公選法 15 条 8 項の規定に適合するかどうかについては、都道府県議会の具体的に定めるところが、選挙制度の下における裁量権の合理的な行使として是認されるかどうかによって決するほかはない。しかし、定数配分規定の制定又はその改正により具体的に決定された定数配分の下における選挙人の投票の有する価値に不平等が存し、あるいはその後の人口の変動により不平等

が生じ、それが都道府県の議会において地域間の均衡を図るなどのため通常考慮し得る諸般の要素をしんじやくしてもなお、一般的に合理性を有するものとは考えられない程度に達しているときは、このような不平等は、もはや都道府県の議会の合理的裁量の限界を超えているものと推定され、これを正当化すべき特別の理由が示されない限り、公選法 15 条 8 項違反と判断されざるを得ないものというべきである（最高裁平成 4 年（行ツ）第 173 号同 5 年 10 月 22 日第二小法廷判決）。

- (3) これを、本件選挙における議員定数配分の適否についてみると、平成 23 年 4 月 10 日執行の新潟県議会議員一般選挙に係る最高裁判所第一小法廷平成 24 年 11 月 8 日判決（平成 24 年（行ツ）第 44 号）の事案では、最大較差 1 対 2.213 につき、公選法上、適法とされたものが、その後の人口の変動により、本件選挙当時においては、最大較差は 1 対 2.263 となっているものの、公選法の定めからして「1 対 3 を超える場合も生じ得る」とされた較差の範囲内である。

また、本件選挙当時においては、逆転現象は 5 通りとなっているものの、同種事案に係る判例と比較するならば、最高裁判所第二小法廷平成 5 年 10 月 22 日判決（平成 4 年（行ツ）第 173 号）の事案では、最大較差 1 対 2.89、逆転現象 22 通りにつき、公選法上、適法とされているところである。

- (4) 以上を総合すれば、本件各条例の定める定数配分規定が本県議会の合理的裁量の限界を超えるものとはいえず、本件各条例の規定が憲法 14 条に違反するものでないことは、明らかである。

以上のとおり、本件選挙における選挙の効力に関する申出人の主張には理由はなく、当委員会は主文のとおり決定する。

平成 27 年 6 月 19 日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

教示

公職選挙法 203 条の規定により、この決定に不服があるときは、新潟県選挙管理委員会を被告として、この決定書の交付を受けた日又は同法 215 条の規定による告示の日から 30 日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。